

第 34 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和8年3月26日(木) 午後 2時 00分
閉会日時	同 上 午後 2時 55分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB (4階)
出席委員	<p>22名</p> <p>農業委員</p> <p>1番 富田 正次郎 3番 山形 啓子</p> <p>5番 山形 ちづ代 6番 井田 秋雄</p> <p>7番 星野 重彦 8番 山形 栄子 9番 坂本 久美子</p> <p>10番 星野 昭彦 12番 渡辺 隆司</p> <p>13番 矢内 鉄男 14番 今泉 芳雄</p> <p>農地利用最適化推進委員</p> <p>1番 金子 博一 2番 荻原 完一 3番 武 幸一</p> <p>4番 木村 聡 5番 大澤 隆 6番 小菅 雄一郎</p> <p>7番 多和田 圭一 8番 丹羽 康博</p> <p>10番 齊藤 克代 11番 深澤 憲司 12番 太田 亮一</p> <p>[遅刻委員]</p> <p>[中座委員]</p> <p>[早退委員]</p>
欠席委員	<p>2番 杉戸 恵司 4番 川口 賢一 11番 中島 篤</p> <p>9番 中村 耕一郎</p>
議事参与	<p>5名</p> <p>事務局長 新井 八寿代 主査 鳥井 貴史</p> <p>次長 山藤 健二</p> <p>係長 石原 幸枝</p> <p>主査 細井 裕子</p>
議 事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 会期決定の件</p> <p>日程第3 第128号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会処分 1件</p> <p>第129号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 委員会処分 1件</p> <p>第130号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 5件</p> <p>日程第4 第131号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による依頼について</p> <p>日程第5 報告第65号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について</p> <p>報告第66号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</p>

開 会 午後 2 時 00 分

議 長 　　ただ今から第34回桐生市農業委員会を開会いたします。
　　ただ今の出席委員は農業委員11名、推進委員11名であり、定足数に達して
　　おりますので、直ちに会議を開きます。
　　まず、本日の委員会の議事日程につきまして、追加の議案があるとのことで
　　すので、事務局より説明を願います。

事 務 局 　　はい。議長。

議 長 　　はい。事務局。

事 務 局 　　本日の委員会の議事日程につきまして、日程第3「第130号議案 農地法
　　第5条の規定による許可申請について」の後に、日程第4「農地中間管理事業
　　の推進に関する法律第18条第3項の規定による依頼」を追加し、委員のみな
　　さまに審議をお願いしたいと思います。追加の資料につきましては本日配布し
　　たとおりとなります。

　　以上です。

議 長 　　ただ今事務局から説明がありましたように、「農地中間管理事業の推進に関
　　する法律第18条第3項の規定による依頼」について、日程第4 第131号
　　議案として日程に追加し、議題とすることとしますがご異議ございませんか。

(賛成者 挙手)

　　挙手全員でございますので、日程第4 第131号議案を追加いたします。
　　事務局より議案書の訂正がございますので説明を願います。

事 務 局 　　はい。議長。

議 長 　　はい。事務局。

事 務 局 　　議案の追加に伴い、議事日程にあります日程第4の届出の報告が日程第5と
　　なりますので修正をお願いします。

議 長 　　それでは、議事に入らせていただきます。

　　日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

　　議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、5番山形ちづ
　　代委員及び6番井田委員を指名いたします。

　　なお、本日の会議書記には事務局職員の細井主査を指名いたします。

　　日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

　　お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いを。こ
　　れにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 第128号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

(議案書より順序・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号28番の譲受人の状況につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

続きまして、この件について3月25日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

8番農業委員

はい。議長。

議長

はい。8番山形栄子委員。

8番農業委員

8番山形です。3月25日に11番深澤推進委員と事務局2名と一しょに現地調査に行きましてのご報告いたします。受付番号28番について、場所は赤城カントリー倶楽部の南に位置し、上神梅・大胡線の南に入っている所になります。申請地は元々荒れていたため、今後譲受人がきれいに耕作していただけるのならよいと思います。

議長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

6番農業委員

はい。議長。

議長

はい。6番井田委員。

6番農業委員

6番井田です。今後どのような作物を作っていくのか伺います。

事務局

申請者によりますと、獣害対策を施しながらトウモロコシの耕作をしていくとのことでした。

6番農業委員

はい。議長。

議長

はい。6番井田委員。

6番農業委員

作物がトウモロコシとありますが、どのようにエサとして加工していくのか教えていただきたいと思います。

議長

はい。事務局。

事務局
議長

エサとして加工する過程までは把握しておりません。
いずれにしても、譲受人が獣害対策も兼ねながら耕作をして管理をしていっ
てもらえればよいのではないかと考えます。
質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
第128号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処
分が1件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の
挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。
よって、第128号議案は許可相当として承認（否決）されました。
続きまして、日程第3 第129号議案「農地法第5条の規定による許可後
の計画変更申請」について、委員会処分が1件ございます。
以上を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。
はい。事務局。
(議案書より順序・申請地詳細・契約内容・変更事由を朗読)
この計画変更申請につきましては、農地法の転用許可を受け、所有権の移転
を受けた者が、転用行為を実行せず、かつ、許可取り消しが困難な場合に、必
要となる手続きでございます。
受付番号4番につきましては、当初の計画では当初計画者が作業所建築用地
として利用する予定でしたが、当初予定していた計画が中止となってしまっ
たということでございます。今回、新たな転用計画者より露天資材置場及び中古
自動車等置場用地として利用したいと相談があったとのことです。
なお、関連案件といたしまして、このあとご審議いただきます、第130号
議案受付番号52番で露天資材置場及び中古自動車等置場用地として5条の農
地転用許可申請もされております。
これは、申請地が農地のままであるため、こちらの5条許可の計画変更申請
と併せて、新規の転用計画者による5条の許可申請も改めて必要となるもの
でございます。
農地法の運用上から、それぞれ2つの申請が提出されることとなりますが、
ご審議いただく内容は同一のものとなります。
この第129号議案では、平成2年10月に許可となっております、群馬県
指令（中農）第334号の計画を変更することについて、ご審議いただけます
ようお願いいたします。

議 長 以上、事務局より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

(補足説明なし)

これより質疑に移ります。
ご質問はありませんか。

8 番推進委員 はい。議長。

議 長 はい。8 番丹羽推進委員。

8 番推進委員 ここは何種農地ですか。

事 務 局 1 種農地となります。

8 番推進委員 はい。議長。

議 長 はい。8 番丹羽推進委員。

8 番推進委員 申請地は青地から除外されたということから申請されたものですか。

事 務 局 申請地について、1 回転用されているため、白地での扱いとなっております。
以前許可が下りている場所となるため、問題ないかと思われま

議 長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

第 1 2 9 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請」について、委員会処分が 1 件ございますが、本件を計画変更申請のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第 1 2 9 号議案は計画変更申請のとおり承認されました。

続きまして、日程第 3 第 1 3 0 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、委員会処分が 5 件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局 はい。議長。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 (議案書より順序・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

まず、受付番号 4 7 番につきましては、先月の総会で保留となった件でございます。事務局より排水対策及び火災対策について検討をしてほしい要望が委員会で出たことを伝えたところ、改めて詳細な土地利用計画図を提出していただきましたので再審議をしていただく形となります。

排水対策としては合併浄化槽を設置するとのことで、5 人槽を設置するとい

うことで話を伺っております。また、火災の対策として、焚き火を行わず、調理等は炭火で行うこと、申請地使用時には申請地を取り囲むような形で消火器を5個設置するとのことで、申請地を使用していない時は申請地周辺をロープで囲い立ち入り禁止にするそうです。

受付番号51番、52番、53番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されると思われまますので、基準を満たしていると考えます。

受付番号54番の立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域内でありますので、第3種農地と判断します。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われまますので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えまます。

以上47番及び51番から54番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えまます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 続きまして、この件について3月25日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願ひいたします。

11番推進委員 はい。議長。

議長 はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員 11番深澤です。3月25日に8番山形栄子委員と事務局2名と一っしょに現地調査に行って参りましたのでご報告いたします。

受付番号47番について、先月申請が上がってきたところとなります。場所は梅田のダムを通り過ぎて、ふるさとセンターの南西にあたります。申請地は桐生川沿いにありまして、近くに空き家があったため、火災について心配があるところですが、審議をお願ひします。

受付番号51番から受付番号53番については、8番山形栄子委員からご報告いたします。

8番農業委員 はい。議長。

議長 はい。8番山形栄子委員。

8番農業委員 受付番号51番について、場所はベイシア新里店の南西になります。申請地の周囲は住宅に囲まれておりますので、問題はないかと思ひます。

受付番号52番について、本件は先ほど5条の計画変更申請で審議したとおりです。1回転用されているため、問題ないと思ひます。

受付番号53番について、場所は申請者の製材所を北へ上ったところで、土地の形状がよくなく、耕作には不向きなため、問題ないと思ひます。

受付番号54番については、11番深澤推進委員よりご報告いたします。

- 11番推進委員 はい。議長。
- 議長 はい。11番深澤推進委員。
- 11番推進委員 受付番号54番について、場所は水沼駅の南にあたり、ホットランドが開発をしている地域内にある蕎麦屋のすぐ南東となります。申請地の北隣には蕎麦屋があり宅地となっており、南はすでに駐車場として使用されているため、問題ないと思います
- 議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。
(補足説明なし。)
- これより質疑に移ります。
ご質問はありませんか。
- 12番農業委員 はい。議長。
- 議長 はい。12番渡辺委員。
- 12番農業委員 受付番号47番の浄化槽の大きさについて、こういった不特定多数の人が利用する施設の場合、より大きな浄化槽の設置が必要かと思いますがどうですか。あと管理はどのように行っていく考えでしょうか。
- 事務局 改めて提出してもらった土地利用計画書によりますと、利用人数は4～5名を想定しており、申請者がキャンプ希望者の補助及び施設の管理を行うということです。
浄化槽の大きさについて、SDGS推進課に確認したところ、規定はなしとのことで、建築指導課も特に規定はなしとのことでした。今回の事例では法律による規定はありませんが、建築基準法の住宅の基準に基づき人数ではなく、建物の床面積で計算したとのこと。国土交通省から建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準が示されており、それによりますと、住宅の場合、「建物延べ面積が100㎡以下の場合は5人とする。」と規定されております。
- 12番農業委員 はい。議長。
- 議長 はい。12番渡辺委員。
- 12番農業委員 火に関する取扱いはどのようになっていますか。
- 事務局 焚き火ではなく、炭火で対応していくとのことでした。
- 5番推進委員 はい。議長。
- 議長 はい。5番大澤推進委員。
- 5番推進委員 申請者はいつ頃から営業を開始するのですか。
- 事務局 令和8年3月14日から営業を開始する予定となっております。
- 5番農業委員 はい。議長。
- 議長 はい。5番大澤推進委員。
- 5番農業委員 じゃあもう開始しているのですか。
- 事務局 先ほど話をした営業の開始時期は先月申請が提出されたものの予定となっております。

おりまして、この件につきましては1ヶ月保留となっておりますので、許可が下り次第営業を開始する予定となります。

5番推進委員 分かりました。

12番農業委員 はい。議長。

議長 はい。12番渡辺委員。

12番農業委員 炭火で全て対応するのですか。

事務局 そうです。消防については、火災予防規定第3条の規定により、焚火をする都度届出が必要となっております。

12番農業委員 はい。議長。

議長 はい。12番渡辺委員。

12番農業委員 というのも、他の法律で規定がないとするとここで許可が出てしまうと全て通ってしまうということですね。そこを自分は一番心配しております。私も消防に確認して知っていますが、焚火の場合はその都度申請が必要だと聞いております。

議長 渡辺委員の言うことはもつともだと思います。ここは事務局から申請者に対して委員さんから出た意見を伝えてもらいたいと思います。

受付番号47番以外の件で質問はございますか。それでは私からひとつ。受付番号52番は計画変更申請と一緒に提出されておりますが、これはすでに売買契約がなされているものなのでしょうか。

事務局 譲受人から譲渡人がどういった経緯で契約に至ったのかは分かりませんが、計画変更申請の詳細によりますと当初計画者は許可後計画を実行できないまま体調を崩し、亡くなってしまいました。相続人である譲渡人も今後計画を実行しないとのことで、それならばということで現在申請地東側隣地を資材置場及び車両置場用地として使用している譲受人と一緒に利用するという流れになったとのことです。

議長 分かりました。他にありますか。

(質 疑 応 答)

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第130号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が5件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

挙手全員でございます。

よって、第130号議案は許可相当として承認されました。

日程第4 第131号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による依頼」について、委員会処分が2件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

(事務局説明 131号議案・農用地利用集積等促進計画)

以上、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

続きまして、この件について3月25日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

11番推進委員

はい。議長。

議長

はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員

農地中間管理事業のNo.1につきまして、黒保根となりますが、私が以前中間管理機構と所有者が契約をする際に立会をした場所です。きれいに耕作をされている場所と高低差がある場所とがありますが、今後買い手が耕作をしていくということですので問題ないかと思えます。No.2につきましては新里の地区です。今後梅の木を植えていくとのことですので、こちらも問題ないと思えます。

議長

こういった形で農地を買い取ってもらい、きれいに耕作していただければ問題ないと思えます。

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

(補足説明なし。)

これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第131号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による依頼」について、2件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第131号議案の諮問案件については許可相当として承認されました。

日程第5 報告第65号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

報告第65号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については1件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第65号について発言のある方は挙手をお願いします。

発言もないようですので、これをもって発言を終結いたします。

続きまして、報告第66号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

報告第66号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については7件ございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第66号について発言のある方は挙手をお願いします。

発言もないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で、本日の議題及び報告はすべて終了しました。

これをもって、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後 2時 55分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

5 番

6 番
